

○鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業補助金交付要綱

平成31年3月7日

告示第27号

(趣旨)

第1条 この告示は、崖の崩壊等による土砂被害の発生を未然に防止し、又は被害を軽減する取組を支援し、町民の身体や生命を守り、安全で災害に強いまちづくりの推進に寄与するため、土砂災害防止等施設を自ら設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鏡野町補助金等交付規則（平成17年鏡野町規則第47号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 急傾斜地 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）第2条第1項の急傾斜地をいう。
- (2) 土砂災害 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂法」という。）第2条の土砂災害をいう。
- (3) 土砂災害防止等施設 土砂災害を防止し、又は土砂災害による被害を軽減する目的で設置される擁壁等の施設をいう。
- (4) 所有者等 所有者、管理者又は占有者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本町に住所を有し、かつ、住居の所有者等のうち、専用住宅の所有者等である個人又は次に掲げる者であつて、土砂災害の発生を防止し、又は土砂災害による被害を軽減するため、土砂災害防止等施設の設置を行うものとする。

- (1) 専ら居住の用に供する共同住宅における、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体の代表者
- (2) 別表第1に掲げる施設の代表者

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第2に

掲げる土砂災害防止等施設を設置する事業（この告示に基づく補助を受けて整備した土砂災害防止等施設が自然災害により損耗した場合において、当該施設を修補し、又は更新する事業を含む。）とする。

2 補助事業は、次の要件の全てを満たす土地において行うものとする。

- (1) 県が行う急傾斜地崩壊事業等及びその他の公共事業により実施可能な区域は、原則として除外する。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第1項の規定による命令及び宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第14条第1項から第3項までの規定による監督処分を受けている土地は除外する。
- (3) 崖地の高さについては、おおむね5メートル以上とし、傾斜度については30度以上とする。
- (4) 崖地の上にあつては崖地上端から崖の高さの1倍、崖地の下にあつては崖地下端から崖の高さの2倍の水平距離の範囲内であること。
- (5) 前号の範囲内にある建築物で、現に居住の用に供しているものの保全のために行うものであること。
- (6) 営利を目的とする不動産事業の用に供する土地は除外する。
- (7) 人為的な原因で、その責任が明らかなものは除外する。
- (8) 同一の宅地とみなされる移転可能な用地がない場合は対象とする。
- (9) 工事の施工範囲は自己居住部分とし、その他財産的な施設は対象としない。

3 補助事業の期間は、原則として単年度とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助事業に要する経費の額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の3分の1に相当する額の範囲内とし、80万円を上限とする。

2 前項の金額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（事前相談）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事業の内容等について、事前に町長に相談するものとする。

（受付期間）

第7条 補助金の受付期間は、当該年度の予算執行可能日から11月末日までとする。

ただし、受付期間内にあっても予算枠に達した場合は受付を締め切るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、11月末日において予算枠に残がある場合に限り、町長が必要と認めた時は、受付の期間を延長することができる。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業補助金交付申請書(様式第1号)、事業計画書(様式第2号)及び事業予算書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 公図の写し
- (3) 現況写真
- (4) 土地所有者の同意書(様式第4号)
- (5) 計画平面図、横断面図、構造図及び構造計算書
- (6) 工事費等見積書
- (7) 登記事項証明書
- (8) 住民票
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第9条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業により設置した施設は、適正に維持管理すること。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (3) 前2号に規定するもののほか、町長が必要と認める事項

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）、事業変更計画書（様式第7号）及び事業変更予算書（様式第8号）に次に掲げる書類又は図面を添付の上町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更内容を示した書類
- (2) 見積書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業変更（中止・廃止）承認決定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

（完了の報告及び検査）

第12条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、速やかに鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 竣工図
- (2) 工事写真
- (3) 完成写真
- (4) 事業費精算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が指定する書類

（補助金の額の確定）

第13条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業補助金額の確定通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（請求）

第14条 補助金の請求をしようとする者は、町長に書面により請求するものとする。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

- 1 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3の老人福祉施設
- 2 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項の身体障害者社会参加支援施設
- 3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項の児童福祉施設
- 4 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号から第4号までに掲げる保護施設
- 5 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条第1項の母子・父子福祉施設
- 6 1から5までに規定するもののほか、これらに類する社会福祉施設及び介護保険施設

別表第2（第4条関係）

- 1 コンクリート擁壁
- 2 もたれ擁壁
- 3 ブロック積擁壁
- 4 法枠
- 5 モルタル吹付
- 6 ストンガード
- 7 その他これら構造物に付属する構造物であって町長が認めるもの

様式第1号（第8条関係）

鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業補助金交付申請書

年 月 日

鏡野町長様

住 所
申請者 氏 名 ⑩
電話番号

鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 事業の名称

2. 事業の場所 鏡野町

3. 交付申請額 円

4. 事業の概要

5. 添付書類 事業計画書
 事業予算書

様式第2号（第8条関係）

事業計画書

事業場所	鏡野町		
事業費用	金 円		
財源内訳	事業費総額	交付申請額	その他財源
着手完了予定日	着手	年 月 日	
	完成	年 月 日	
事業内容	1 事業の種類		
	2 設置施設		
	延長 m、高さ ~ m		
	その他		
備考	添付書類		
	1 位置図	有・無	9 工事費等見積書 有・無
	2 公図の写し	有・無	10 登記事項証明書 有・無
	3 現況写真	有・無	11 住民票 有・無
	4 土地所有者の同意書	有・無	12 隣接土地所有者承諾書 有・無
	5 計画平面図	有・無	13 設計委託の領収書(写) 有・無
	6 横断面図	有・無	14 建築確認申請書(写) 有・無
	7 構造図	有・無	15 その他 ()
	8 構造計算書	有・無	

様式第3号（第8条関係）

事業予算書

（収入の部）

事 項	金 額	備 考
私 財 源		
町 補 助 金		
合 計	円	

（支出の部）

事 項	金 額	備 考
工 事 費（税込み）		
委 託 費（税込み）		
合 計	円	

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

土地所有者の同意書

（申請者）

住 所

氏 名

様

住 所

（同意者）氏 名

㊞

電話番号

私が所有権を有する次の土地において、鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業を施工することについて同意します。

1 関係地権者氏名

所在地及び地番	摘要

2 同意内容 急傾斜地法第7条及び9条に準拠し、所有する急傾斜地の崩壊を助長する行為を行いません。

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

申請者 住所
氏名

鏡野町長

鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業については、鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり補助金を交付することに決定したので通知する。

記

- 1 補助事業に要する経費 円
(設計費 円)
(工事費 円)
- 2 補助金の額 円
- 3 補助の条件
 - (1) 施工は、岡山県土木部共通仕様書に準ずること。
 - (2) 工事請負者と交わした工事契約書の写しを契約締結後30日以内に提出すること。
 - (3) 工事の施工にあたっては、近隣住民に十分配慮し、施工に努めること。
 - (4) 工事が完了したときは、完成届を提出すること。
 - (5) 完成届提出後、町の検査を受けるものとし、その検査に合格しないときは、指定する期間までに補修を行い、再検査を受けなければならない。この場合、補修に要する費用は、補助事業者の負担とする。
 - (6) 助成金の請求は、検査に合格した後、補助金請求書を提出して行うものとする。
 - (7) 補助金の支払は、口座振替とする。
 - (8) 次に掲げる場合においては、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができるものとする。
 - ①補助金を他の用途に使用したとき。
 - ②補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - ③法令、規則又は町長の指示に違反したとき。
 - ④偽りその他不正の手段により補助の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
 - (9) 施設（この補助を受けて整備した構造物等をいう。）は、補助を受けた日から10年間は補助の目的に反して使用、譲渡及び交換又は担保に供してはならない。

様式第6号（第11条関係）

鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

鏡野町長様

住所
申請者氏名 ㊞
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業の計画を次のとおり変更（中止・廃止）をしたいので、承認されるよう関係図面を添えて申請します。

1 計画変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

（注）設置を中止し、又は廃止する場合は、関係図面は必要ありません。

様式第7号（第11条関係）

事業変更計画書

事業場所	鏡野町		
事業費用	金 円		
財源内訳	事業費総額	補助金申請額	その他財源
着手完了予定日	着手	年 月 日	
	完成	年 月 日	
事業内容	1 事業の種類 2 設置施設 延長 m、 高さ ～ m		
	その他		
備考	添付書類（変更箇所のみ添付）		
	1 位置図	有・無	9 工事費等見積書 有・無
	2 公図の写し	有・無	10 登記事項証明書 有・無
	3 現況写真	有・無	11 住民票 有・無
	4 土地所有者の同意書	有・無	12 隣接土地所有者承諾書 有・無
	5 計画平面図	有・無	13 設計委託の領収書(写) 有・無
	6 横断面図	有・無	14 建築確認申請書(写) 有・無
	7 構造図	有・無	15 その他（ ）
8 構造計算書	有・無		

様式第8号（第11条関係）

事業変更予算書

（収入の部）

事 項	金 額	備 考
私 財 源	(円) 円	(変更前) 変更後
町 補 助 金	(円) 円	(変更前) 変更後
合 計	(円) 円	(変更前) 変更後

（支出の部）

事 項	金 額	備 考
工 事 費 (税込み)	(円) 円	(変更前) 変更後
委 託 費 (税込み)	(円) 円	(変更前) 変更後
合 計	(円) 円	(変更前) 変更後

様式第9号（第11条関係）

第 号
年 月 日

申請者 住所
氏名

鏡野町長

鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業変更（中止・廃止）承認決定通知書

鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業変更（中止・廃止）に要する経費の補助について、次のとおり決定しましたので、鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知する。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業変更（中止・廃止）承認申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助の条件等については、上記のほかは 年 月 日付け第 号鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業補助金交付決定通知書の2補助の条件のとおりとする。

様式第10号（第12条関係）

鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業実績報告書

年 月 日

鏡野町長様

住所
申請者氏名
電話番号

印

次のとおり鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置工事が完成しましたので、報告します。

1 事業の名称	
2 事業の場所	鏡野町
3 補助金交付決定年月日及び番号	年 月 日 号
4 工事完成日	年 月 日
5 清算費用	円
6 工事施工者	住所 氏名 電話
7 その他必要事項	
8 添付書類	竣功図、工事写真、完成写真、事業費清算書

様式第11号（第13条関係）

第 号
年 月 日

申請者 住所
氏名

鏡野町長

鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業補助金額の確定通知書

年 月 日付け第 号で補助金等額の交付の決定を通知した 年
度鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業の補助金の額を 円に確
定したので、鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業補助金交付要綱第13条の
規定により通知する。

様式第1号 (第8条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第11条関係)

様式第7号 (第11条関係)

様式第8号 (第11条関係)

様式第9号 (第11条関係)

様式第10号 (第12条関係)

様式第11号 (第13条関係)